

木津町区規約

【区 域】

第5条 本区は次の町内会または自治会（以下、「自治会」という。）をもって構成する。
 四丁目、五丁目、小寺町、西町、三桝町、川原町、不二荘園、幸町、みどり町、若葉町、木津南ガーデンタウン（以下、「南ガーデン」と略称する。）、城西町、サンガーデン木津西（同「サンガーデン」）、木津八ヶ坪、木津瓦谷中央自治会（同「木津瓦谷中央」）、コンフォート木津神田（同「神田自治会」）、リーブルガーデン宮ノ内（同「リーブル宮ノ内」）、クレイドルガーデン宮ノ内（同「クレイドル」）、木津宮ノ内107（同「宮ノ内107」）、フォレスト木津（同「フォレスト」）、ガーデン瓦谷（*三丁目、公園南削除）

【総 会】

3. 総会は、前項に示した構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、委任状をもって出席に代えることができる。（*3分の2→2分の1）
 但し、自然災害等により総会開催ができなくなった時は、全構成員に第12条第1項で示す事項を総会資料として、配付することで成立とする。

【付表 1】

年 度	会 計 の 選 任	監 事 の 選 任
令和8年度 (2026)	五丁目	不二荘園・神田自治会
令和10年度 (2028)	四丁目	西町
令和12年度 (2030)	小寺町	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津瓦谷中央・ガーデン瓦谷
令和14年度 (2032)	不二荘園・神田自治会	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ内・宮ノ内107・フォレスト
令和16年度 (2034)	西町	南ガーデン・サンガーデン・クレイドル
令和18年度 (2036)	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津瓦谷中央・ガーデン瓦谷	五丁目
令和20年度 (2038)	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ内・宮ノ内107・フォレスト	四丁目
令和22年度 (2040)	南ガーデン・サンガーデン・クレイドル	小寺町
令和24年度 (2042)	五丁目	不二荘園・神田自治会

（*三丁目・公園南削除）

木津町区青少年育成委員会規約

【付表】

年 度	副委員長兼会計	委員長
令和 7 年度 (2025)	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津瓦谷中央・ガーデン瓦谷	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ内・宮ノ内107・フォレスト
令和 8 年度 (2026)	西町	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津瓦谷中央・ガーデン瓦谷
令和 9 年度 (2027)	不二荘園・神田自治会	西町
令和 10 年度 (2028)	小寺町	不二荘園・神田自治会
令和 11 年度 (2029)	四丁目	小寺町
令和 12 年度 (2030)	五丁目	四丁目
令和 13 年度 (2031)	南ガーデン・サンガーデン・クレイドル	五丁目
令和 14 年度 (2032)	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ内・」宮ノ内107・フォレスト	南ガーデン・サンガーデン・クレイドル
令和 15 年度 (2033)	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津瓦谷中央・ガーデン瓦谷	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ内・宮ノ内107・フォレスト

※ 自治会の名称は（「木津町区規約第5条」に基づく）

（三丁目、公園南を削除）